別表第六第三十七南極特別保護地区の項第三号中「三百メートル」を「九百三十メートル」に改め、同項第四号中「七百五十メートル」を「六百十メートル」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　当該地区内では爆発物を使用しないこと。

別表第六第三十七南極特別保護地区の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第五号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　航空機は当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。

別表第六第三十八南極特別保護地区の項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　当該地区内では爆発物を使用しないこと。

別表第六第三十八南極特別保護地区の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。

別表第六第四十三南極特別保護地区の項第四号中「航空機」を「原則として、航空機」に改め、同項第六号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改める。

別表第六第四十七南極特別保護地区の項中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

別表第六第四十七南極特別保護地区の項第五号中「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示」を「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」に、「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去」を「当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第五十一南極特別保護地区の項中第八号を第十三号とし、第七号を第十二号とし、同項第六号中「又は植物」を「、植物又は微生物」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十　当該地区内では、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの営巣地から十メートル以内に近づかないこと。

十一　当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第五十一南極特別保護地区の項中第五号を第七号とし、同項第四号中「なお」を「また」に改め、「すること。」の下に「なお、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　原則として、当該地区内では野営しないこと。

別表第六第五十一南極特別保護地区の項第三号中「航空機」を「原則として、航空機」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第五十四南極特別保護地区の項中第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「管理区域内」を「原則として、管理区域内」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「管理区域内」を「原則として、管理区域内」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第五十六南極特別保護地区の項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該地区内では徒歩又は回転翼航空機で移動すること。

別表第六第六十南極特別保護地区の項中第十四号を第十六号とし、第六号から第十三号までを二号ずつ繰り下げる。

別表第六第六十南極特別保護地区の項第五号を削る。

別表第六第六十南極特別保護地区の項中第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　原則として、毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機	地表から高度九百三十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千五百メートル以下の空域

七　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

別表第六第六十南極特別保護地区の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該地区内では徒歩で移動すること。

別表第六第六十一南極特別保護地区の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第六十一南極特別保護地区の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　当該地区への立入りは海上、海氷上又は空から行うこと。

別表第六第七十南極特別保護地区の項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「こと。」の下に「また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　露頭へは、徒歩で移動すること。

別表第六第七十二南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第七十三南極特別保護地区	一　当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二　当該地区への立入りは徒歩、車両、船舶又は航空機によること。 三　科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、雪上又は氷上に限り、アプテノデュケス・フォルステリ（コウテイペンギン）又はレプトニュコテス・ウェデルリ（ウェッデルアザラシ）の集団から百メートル以内に近づかないこと。 四　原則として、航空機は、四月一日から翌年の一月一日まで、別記の地図上に示された区域の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。 五　原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュケス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地又はレプトニュコテス・ウェデルリ（ウェッデルアザラシ）の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。 六　航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以上の空域において着陸する地点を調査すること。